

すすめよう！協働のまちづくり

八潮市は、団体が行う事業の 共催・後援を行っています！



©ハッピーこまちゃん

共 催

- 市課題解決が期待できる
- 事業企画・運営を団体と
- 市が共同で行うこと
- 団体と市の共同主催



後 援

- 団体が主体となって行う事業の趣旨に市が賛同し、団体が市協力を得て行うこと
- 市による支援・うしろだて



八潮市の共催・後援の承認基準

対象となる団体

公益的な法人又はこれに準ずる団体で、次の要件をすべて満たすもの

- 主催者の存在が明確であること
- 規約、会則等の定めがあること
- 事業遂行能力が十分にあると判断されるもの

社会福祉法人やNPO法人、連盟や協議会、実行委員会、規約の定めがある市民活動団体など

対象となる事業

上記の団体が行う事業で、その内容が次の要件をすべて満たすもの

- 市の行政目的及び公共の福祉に供するものであること
- 政治活動、宗教活動に關係していないと認められること
- 営利が目的でないと認められること
- 原則として、全市民を対象としたものであること
- 開催、又は開設の場所は、公衆衛生及び事故防止について十分な設備措置が講じられていること
- 公序良俗に反しないこと
- その他社会的非難を受ける恐れがないこと

～承認事例～

- 子育てに関する講演会を行いたい
- 市内の少年サッカーチームを集めてリーグ大会を開きたい
- 市民サークル（規約・実績有）の活動発表として写真展を開きたい

～不承認事例～

- 物品の販売（営利目的）を行いたい
- 団体の会員のみを参加対象とした座談会を行いたい
- 選挙にあたって、特定の候補者の支持を集めため講演会をしたい
- 趣味仲間でイベントをやりたいけれど、規約等がない

成人式や市民まつりも、
実行委員会と八潮市の
共催による事業です！



共催・後援の申請のながれ



1. 事業の企画段階

共催・後援等の名義使用の承認を受ける場合、「八潮市共催等名義使用承認申請書」（以下、申請書）を事業開催日の1か月前までに、市長あて（その事業に係る担当課等）に提出してください。

ただし、共催を検討している場合は事業の規模にもよりますが1年～3か月前までに担当課へご相談ください。

なお、申請書の提出から承認・不承認の決定までに2週間ほど要しますので、チラシ等の作成を検討している場合は余裕をもって申請書をご提出ください。

2. 申請書の作成・提出

申請書は八潮市公式ホームページからダウンロード出来るほか、担当課でお渡ししています。

ご記入の上、事業開催日の1か月前までに担当課に提出してください。

提出を受けた申請は、事業内容等の審査を経て、承認・不承認の決定を行い、申請者へ通知します。

様式第1号(第5条関係)

記入例

八潮市共催等名義使用承認申請書

令和〇年〇月〇日

(あて先)
八潮市長

団体名 □□□講演会実行委員会
申請者 委員長 □□ □□
住所 八潮市△△ ○番地○
TEL □□□ (□□□□) □□□□

下記の事業に係る市の共催等名義の使用承認を受けたいので申請します。

記

名義使用区分	共催	後援
行事名	□□□講演会	
開催期間	令和〇年〇月〇日(〇曜日) △△時△△分から△△時△△分まで	
開催場所	八潮メセナ	
参加対象	全員	
事業目的	□□□に関する有識者を講師とし、□□□について講演を行い、□□□について知識を深めること。	
内容	講師：□□□□ 講演テーマ：わかりやすい□□□□	
入场料等	無	有(　円)
ポスター等の掲示	有	無

- 添付書類 (1) 団体の規約、会則等
(2) 申請事業に係る経費の收支予算書
(3) その他事業実施に伴う書類



「担当課がわからない」など、ご不明な点がありましたら市民協働推進課へご相談ください！

電話：048-996-2140

メール：shiminkyodo@city.yashio.lg.jp

共催・後援実績のある主な課所

共 催

社会教育課

八潮市美術展覧会、八潮市民文化祭、八潮市民音楽祭他

スポーツ振興課

八潮市内駅伝大会、やしおスポーツフェスティバル、スポーツ指導者講習会他

都市農業課

八潮市農業祭、やしお枝豆ヌーヴォー祭、やしお枝豆大感謝祭他

後 援

教育総務課

国際交流＆イングリッシュキャンプ、八潮ふるさと体験教室『食育と郷土愛』他

商工観光課

八潮朝市、やしお創業塾、やしおハつのハッピー野菜博覧会他

市民協働推進課

やしお市民まつり、やしお浴衣で盆踊り、八潮市民謡民舞大会他